

や

ま

く

ら

通信

～やまぐち・くらしの安心ネット通信～

若者版

発行：山口県消費生活センター

消費生活トラブル情報

令和3年10月6日

-第40号-

デート商法にご注意を！



山口県立防府商工高等学校 寺井 月妃 さん 作

※この4コマ漫画は「消費者トラブル防止コンテンツ制作コンテスト2020」漫画部門 入選作品です。

デート商法

恋愛感情につけ込んで、アクセサリー等の高額商品を買わせる悪質商法です。相手に恋愛感情を持っていることから、勧誘を断りづらいという特徴があります。

複数人で勧誘されて断れない状況に追い込まれたり、強引に借金させられたりすることもある！

アドバイス

- 好意的な振る舞いは商品を守るための手口かもしれないと冷静に考え、注意しましょう！
- 相手から商品の購入やサービスの契約を勧められた際は、**すぐに契約したり、お金を借りたりせず、必要がなければきっぱり断りましょう！**
- 好意の感情を不当に利用した契約は、取り消すことができます場合があります。

山口県消費生活センター TEL:083-924-0999 (相談) / 083-924-2421 (消費者教育)

〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号 FAX:083-923-3407

山口県消費生活センター

検索

相談受付時間 [月～金] 8:30～17:00 ※土曜・日曜・祝日・年末年始はお休みです。

まなべる利用時間 [月～金] 9:00～16:30(入場受付16:00まで)

※団体利用を希望される場合は、事前に御連絡をお願いします。

豆知識

買い物で社会を良くする？

やってみよう！ エシカル消費

エシカル消費ってなに？

☞ “やさしい”消費

人や社会、環境に配慮されて作られたものやサービスを積極的に購入・消費すること

今すぐできる！誰にでもできる！

山口県 エシカル消費

検索

調べてみてください！

やさしい消費、
それがエシカル消費
なのです！



例



マイボトルの利用



不用品をフリーマーケットに出品

お知らせ

やまから通信(若者版)をご活用ください！

山口県消費生活センターでは、学生、生徒や保護者に注意してほしい消費生活情報を掲載した当通信を県内の大学や高等専門学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校に配信しており、**全ての学校での活用を目指しています！**

学校内や教室での掲示、タブレットへのデータ配信など、幅広いご活用をお願いします。

※ カラー原稿で送付していますが、白黒印刷でも充分読み取れるよう配慮しております。

学校から寄せられた活用事例

- 授業等での活用（最新の消費者トラブル事例の紹介、生徒への配布等）
- 全校集会、ホームルーム等での生徒への注意喚起
- 学校、学級内での掲示による周知
- 参観日、保護者会等での保護者への情報提供

バックナンバーもご覧になれます

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a12100/syo-center/yka-net-info.html>

QRコードからも御覧になれます



消費者ホットライン「188」 御案内の流れ

郵便番号が分かる

1

→ ○郵便番号(7桁)入力
を押す

郵便番号が分からない

2

→ ○固定電話の場合は地域を
選択。携帯の場合は最寄りの窓口へ

お住まいの市町の
消費生活センターや相談窓口

又は

山口県消費生活センターなど